

地獄

ぐまあやしき木のもとなどをたづねもとめて、玄ばしのねやとはさだむるになむ、京なにはにはさうかといひ、あづまのかたにてはよたかとぞよぶなる、さるは、ひるはふし夜は行きて鳴くとかいへる、ふるきふみのこゝろもて、なづけそめたりけむ、日いるころよりよそほひこちたく物して、かしこへとていそぐ、むかしはもめんのくろきを衣とし、玄ろきを帯となして、かしらばたのこひにつゝ、みていでたちしを、今様はさるまねびをもせず、常さまの市人のめのごとく見まがへありく、わかきはまれにて、四十より五六十ばかりのふるおうなぞおほかる。略○下

〔寛天見聞記〕水茶屋の女料理茶屋の娘分杯、其外にも裏借屋などの幽室に籠り、地獄といふ女もあるよし、詳に予しらす、

〔守貞漫稿二〕二地獄 坊間ノ隠賣女ニテ、陽ハ賣女ニ非ズ、密ニ賣色スル者ヲ云、昔ヨリ禁止ナレドモ、天保以來特ニ嚴禁也、然ドモ往々有之容子也、

地獄京坂ニテ白湯文字ト云、尾名古屋ニテ百花ト云、モカト訓ズ、彦根ニテ籠物ト云、皆密賣女也、江戸地獄上品ハ金一分、下品ハ金二朱バカリノ由也、自宅或ハ中宿アリテ、賣色スル由也、

或物ノ本云、俗ニ賣女ニ非ザル者ヲ、地者ノモ、或ハ素人トモ云、其地モノヲ極密々ニテ賣女スルガ故ニ、地極ト方言ス、地極音近キガ故ニ、今ハ通ジテ地獄ト云也、

引張

〔守貞漫稿二〕二引張リ

ヒツバリ、天保以前ヨリ有之、蓋以前ノハ往人繁カラザル所ニ出テ、人ヲ擇ミテ袖ヲヒキ、或ハ言バヲカケテ勸ムル也、賣女自ラ出テ勸之、或ハ賣女ハ宿ニ在テ、老婆ナド出テ勸之、客ヲ宿ニ伴ヒ歸リテ賣色セシ也、近年ノ引バリハ堺町ナド、往來繁キ所ニモ出テ勸之、或ハ堀江町、小舟町、小網町邊ノ川岸ニイミテ勸之。略○下